

福岡市地域活動支援センター I 型運営費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市地域活動支援センター I 型運営費補助金の交付については、福岡市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第60号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び福岡市補助金等交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「交付規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域活動支援センター I 型の適切かつ安定的な運営を通して、障がい者の社会参加の機会を確保するなど、本市の障がい者福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「地域活動支援センター I 型」（以下「センター」という。）とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第27項に定める事業を実施しているものうち、福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（以下「指定規則」という。）の規定により、市長に届け出ているセンターをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業は、センターを運営する事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、「指定規則」の規定により、市長に届け出てセンターを設置運営し、本市に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していない法人とする。

なお、補助金の交付対象団体は公募により募集する。

(補助対象の要件)

第6条 補助の対象となるセンターは、実施要綱で定めるもののほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 運営日数について、原則として週5日以上運営していること（国民の祝日、夏期休暇及び年末年始を除く。）。
- (2) 運営時間について、1日8時間以上運営していること。
- (3) 利用契約について、センターと利用者との間に、利用に関する契約を締結していること。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表1の2対象経費の欄に定めるところによる。

(補助金の額)

第8条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額を交付額とする。ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、予算の範囲内において市長が決定する。

- (1) 別表1の区分ごとに、1基準額の欄の定める額と2対象経費の欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の交付条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械器具等については、交付規則第22条の規定により市長が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管に当たっては、事業に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5ケ年間保管しておかねばならない。

(補助金の交付申請)

第10条 この補助金の交付の申請は、様式第1号による申請書に次の書類を添えて、事業実施年度の4月末日までに、市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 収支計画書
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、申請者に補助金の交付の決定を通知するものとする。

(変更申請手続)

第12条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加

交付申請等を行う場合には、あらかじめ市長に協議の上、様式第2号により毎年度1月20日までに行うものとする。

(実績報告)

第13条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1ヶ月以内又は毎年度4月30日のいずれか早い日までに様式第3号による報告書を市長に提出して行うものとする。

(補助金の確定)

第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により確定した額を補助金の交付の決定を受けた者に対し交付するものとする。ただし、市長が適当と認めるときは、一括または分割して事前に交付することができる。

(監査)

第16条 市長は、必要があると認めるときには事業実施者に対し、関係書類の提出を求め、補助事業の内容を監査することができる。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた事業実施者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すとともに、補助金がすでに交付されているときはその返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) この要綱に規定する目的に反した用途に補助金を使用したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (4) その他市長が補助することが不相当と認めたとき

(暴力団の排除)

第18条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者及びセンターの施設長（第4項において「申請者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（役員を含む）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。
- 5 センターは、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めのない事項については、福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。但し、第3条第1号及び第2号の改正規定については、平成22年度中はなお従前の例によることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

第2条 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

第2条 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

第2条 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

区分	1 基準額		2 対象経費
	基礎的事業	機能強化事業	
地域活動支援センター型	年額 12,516,000円	年額 6,000,000円	センターを運営するために必要な職員の給料、職員手当（扶養手当、管理職手当、調整手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、超過勤務手当等）、共済費及び賃金並びに施設を運営するために必要な各所修繕費、その他事務の執行に伴う報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、その他センターの運営に必要と認められる経費